

熊本県議会議員第3選挙区に係る区割り案に関する要望書

平成25年12月19日

熊本県議会議長

藤川 隆夫様

1 要望要旨

公職選挙法改正により、南阿蘇地域では歴史上初めてとなる

「単独定数（選挙区）」が法律として可能となった。

このことにより、「住民福祉の向上」、「南阿蘇地域の発展」、「地域実情」をふまえての「南阿蘇地域での単独定数要望」である。

2 要望本文

平成25年12月4日に参議院で可決、成立した公職選挙法改正法において、平成27年度の統一地方選から、都道府県の裁量により変更された選挙区において選挙を実施することが可能となる。

これまで、阿蘇市区および阿蘇郡区にてそれぞれ1名ずつの定数設定がなされているが、地域実情および民意を反映した住民主体の真の地方自治を目指すための選挙制度を設計するためにも、法の原則論に則り、改正法の原則である「隣接している市町村」による区割り設定、すなわち飛地の解消と、基本的な生活基盤や公共交通網、また歴史的背景においても阿蘇五岳により南北で二分される地域実情を鑑み、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、西原村・南阿蘇村・高森町の3自治体で構成される南阿蘇区と阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつ区割り設定することが有意義であることは明らかである。

さらに、この両区がそれぞれの地域情勢および地域の民意を十分に反映した施策を推進する基盤を構築できる絶好の機会と捉え、かつ両地域間の相乗効果に基づく阿蘇地域全体の発展を見据え大局的な改正法の活用を要望する。

3 要望選挙区の必要性

県議会議員は、選出された選挙区の事情や利益のみを代表するのではなく、県全体の発展のために広域的な観点から活動を行うものであることは言うまでもない。

一方で、首長、議会の二元代表制において、議会が政策立案や提案のほか、行政執行に対する評価や監視を適切に行っていくためには、地域の実情に精通している議員の存在が必要となる。



仮に定数が複数となり(〈例〉阿蘇全体で定数2)、選挙区が市町村の範囲を超えて必要以上に人口、面積ともに大きくなった場合、議員が選出されない地域が生じる可能性が高い。

その結果、先の九州北部豪雨災害での経験をふまえると、災害、防疫、救急医療、雇用など、緊急に対応が必要となる課題に対して議会がその機能を十分に発揮できなくなるという懸念がある。

南阿蘇3町村と阿蘇市、阿蘇北部地域とは、観光その他、圏域が一体となって取り組んでいる施策もあるが、両地域は阿蘇五岳、又は立野大橋で隔てられており、相互往来には相当な時間を要し、災害時の緊急対応など課題への対処が根本的に異なるものも多い。また、西原村から小国町まで道路で移動した場合の距離は実に50kmに及ぶ。これは、熊本市役所を基点にすれば、北は荒尾市役所(約43km)を超え、南は八代市南部の日奈久地区に到達する距離である。このことは、両地域の代表として全ての自治体の詳細事情に精通することが大変困難であると言える。

3 要望項目

熊本県議会特別委員会に対し、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、西原村・南阿蘇村・高森町の3ヶ町村で構成される南阿蘇区と阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつ区割り設定。

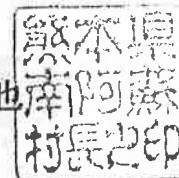
4 結論要望

- ・ 以上から、南阿蘇3町村で一選挙区とすることを要望する。

熊本県西原村長 日置和彦

熊本県南阿蘇村長 長野敏也

熊本県高森町長 草村大成



熊本県議会議員の選挙区に係る区割り案に関する要望書

平成25年11月15日に衆議院を通過した公職選挙法改正案において、平成27年度の統一地方選から、都道府県の裁量により変更された選挙区において選挙を実施することが可能となった。

これまで、阿蘇市区および阿蘇郡区にてそれぞれ1名ずつの定数設定がなされているが、地域実情および民意を反映した住民主体の真の地方自治を目指すための選挙制度を設計するためにも、法の原則論に則り、本法改正案の原則である「隣接している市町村」による区割り設定、すなわち飛び地の解消と、基本的な生活基盤や公共交通網、また歴史的背景においても阿蘇五岳により南北で二分される地域実情を鑑み、阿蘇全域で設定されている定数2議席を、南阿蘇村・西原村・高森町の3自治体で構成される南阿蘇区と阿蘇市・産山村・南小国町・小国町の4自治体で構成される阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつ区割り設定することが有意義であることは明らかである。

さらに、この両区がそれぞれの地域情勢および地域の民意を十分に反映した施策を推進する基盤を構築できる絶好の機会と捉え、かつ両地域間の相乗効果に基づく阿蘇地域全体の発展を見据え、下記について要望する。

【要望事項】

現行の熊本県議会議員選挙区の阿蘇市区および阿蘇郡区それぞれ1名ずつの定数設定を南阿蘇村・西原村・高森町の3自治体で構成する南阿蘇区と阿蘇市・産山村・南小国町・小国町の4自治体で構成される阿蘇・小国区にてそれぞれ1議席ずつの区割りを設定。

以上のとおり要望書を提出します。

平成26年1月27日

阿蘇郡南阿蘇村議会
議長 荒牧 俊



熊本県議会議長

藤川 隆夫 様



熊本県議会議長

藤川隆夫様

熊本県議会議員阿蘇選挙区について

要 望 書



阿蘇地域の振興につきましては、かねてより格別のご配意を賜わり心から感謝申し上げます。

さて、熊本県議会におかれましては、公職選挙法の一部改正に伴い、熊本県議会議員の選挙区割りについて「県議会議員の選挙区等検討委員会」を設置され、本年3月までに見直しが行われることと聞きおよんでおります。

既にご承知のとおり阿蘇地域は、広大な面積と日本有数の活火山、世界最大級の「カルデラ」を有し、国民の心の癒しの場として、豊かな自然を求めて年間約1,700万人の観光客が訪れる本県にとっても極めて重要な地域であります。

このような豊かな自然と反面、九州北部豪雨などの厳しい自然環境の中で、私たちは歴史と文化を守りながら、「阿蘇はひとつ」のスローガンの下に郡市一体となって、地域の素材を活かした様々な取り組みを行い、昨年5月には「世界農業遺産」の認定を受け、9月には「世界ジオパーク」の国内候補地の推薦が確定しました。併せて「世界文化遺産」への登録を目指す取り組みを行っております。

一方では高齢化に伴う中核農家の減少と後継者不足により農林畜産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、さらには阿蘇の大切な地域資源である広大な草原の維持、保全も年々厳しくなっていることから阿蘇地域が協力して再生に向けた取り組みを行って行かなければならない状況にあります。

また観光地へのアクセス道路の整備、特に国道57号の4車線化・高規格道路の建設の推進など多くの課題を抱えております。

このような状況を踏まえながら、様々な問題を解決し、豊かな自然と魅力ある阿蘇を後世に残していく為、また「世界ジオパーク」・「世界文化遺産」への登録を加速させていくためには、今まで以上に地域一体となった取り組みを行う必要があります。

現在阿蘇地域の選挙区は阿蘇市選挙区と阿蘇郡選挙区で、特に阿蘇郡選挙区は阿蘇市を挟んで北部等区域（南小国町・小国町・産山村）と南阿蘇区域（高森町・南阿蘇村・西原村）の飛地となっております。

今回公職選挙法の改正により熊本県議会議員の区割りの見直しが行なわれておりますが、阿蘇管内の国勢調査人口は、南小国町、小国町、産山村で、13,908人、阿蘇市で28,444人、高森町、南阿蘇村、西原村で25,480人となっており、区割りの仕方では1票の格差が歴然となり阿蘇郡市一選挙区以外に公平が保てない状況となります。

つきましては、このような実情をお含みおきいただき、阿蘇地域住民の民意が、これまで以上に広く県議会に反映されますよう下記の事項について関係各位の特段のご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

記

- 1 阿蘇選挙区については、公職選挙法第15条第3項の規定「(前略)隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。」を適用した阿蘇市町村一選挙区(定数2)を強く要望いたします。
- 2 阿蘇市町村一選挙区(定数2)が困難な場合は、(経過措置)附則第3条による「(前略)施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。(後略)」阿蘇市選挙区(定数1)、阿蘇6町村選挙区(定数1)を適用し、現状維持をお願いいたします。

平成26年 1月10日

阿蘇市長

佐藤 義興



阿蘇市議会議長

阿南 誠麻



南小国町長

河津 修司



南小国町議会議長

毛利 美朋



小国町長

北里 耕次



小国町議会議長

高村 祝次



産山村長

市原 正文

産山村議会議長

井 威夫

